

# わかやま冬の交通安全運動

広報

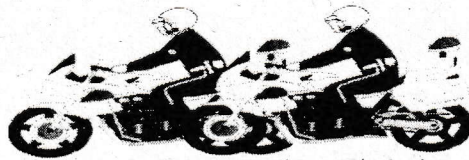
運動の期間：令和6年12月1日（日）～10日（火）

○ 運動の重点

1 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質・危険な犯罪です。

「飲酒運転なめたらア・カ・ン！」を合言葉に「飲酒運転を許さない社会環境」づくりに取り組みましょう。



2 歩行者優先意識の徹底とサイン+サンクス運動の推進

横断歩道は歩行者優先です。横断歩道に近づけば減速し、横断しようとする歩行者がいなければ必ず一時停止しましょう。

横断歩道を渡る際には、手を上げて運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。

停止した車両の運転手に会釈をする等、感謝の気持ちを伝えましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、自分の身を守るためにヘルメットを被り、ルールを守って、安全に利用しましょう。

11月1日に、道路交通法が改正されました。

スマートフォンのながら運転や酒気帯び運転等、危険な運転は絶対にやめましょう。



編集発行  
有田湯浅警察署  
TEL  
64-0110  
作成者  
箕島駅前交番

## 年末における犯罪被害の防止 チェック



● 空き巣などの侵入盗対策

・在宅中は必ず施錠をし、長期間留守にする場合は、新聞を止めるなど、在宅しているように見せる工夫をする

● 乗り物盗対策

・自転車やオートバイには確実に施錠、ツーロックをする  
・キーをつけたまま車を離れない

● 車上ねらい対策

・車内に荷物を放置しない  
・短時間でも車から離れるときは施錠をする

● ひったくり対策

・歩くときは、車道と反対側の手に鞆を持つ  
・自転車のカゴには、ひったくり防止カバーを取り付ける

### 闇バイト、絶対に手を出すな！！

「高額報酬」「即日入金」「書類を受け取るだけ」など、好条件に見える求人情報に注意をする。「闇バイトに申し込んでしまった」「脅迫され闇バイトから抜け出せない」今すぐ相談を！警察はあなたや家族を保護します。

¥ 利益が出ます！



ちょっと確認電話 0120-508-878



# 広報

# うたせ

## 年末における犯罪被害防止

人やお金の動きが慌ただしくなる年末は、犯罪や事故が多発する傾向にあります。

和歌山県警察では、パトロールや検問などを強化し、事件事故の抑止や検挙に努めます。

### ・特殊詐欺対策

留守番電話に設定、知らない番号からの電話に「出ない」

お金、カード、電子マネーなどの話が出たら電話を「切る」

電話を切った後は、すぐに、「ちよつと確認電話」に電話を「かける」

### ・闇バイト対策

「高額報酬」「即日入金」「書類を受け取るだけ」など、好条件に見える求人情報に注意をする。

「闇バイトに申し込んでしまった」

「脅迫され闇バイトから抜け出せない」等は、

今すぐ、警察に相談を！

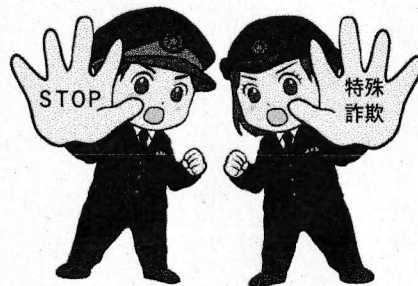
警察はあなたや家族を保護します。一人で悩まないで！



## 鮎串俳句会

- 煮大根匂ふて遠き母の顔 梅本 哲夫
- 秋の朝パン焼ける香に目を覚まし 嶋田 まゆみ
- 雨被害雨雨降るな八代亜紀 梅本 明宏
- 秋祭り心動かぬ歳となり 梅本 泰子
- 単線の小さな電車星月夜 森山 千代
- 慣れし道穂すすきゆれて我を呼ぶ 青山 禮子
- 天高し刈田の蛙に鴨並ぶ 萬谷 明憲

あわてず、あせらず、まず確認！  
 特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル  
 「ちよつと確認電話」  
 0120-508-878  
 これは わなや



作成者  
 有田湯浅警察署  
 辰ヶ浜  
 警察官駐在所  
 竹田 博紀  
 TEL 64-0110

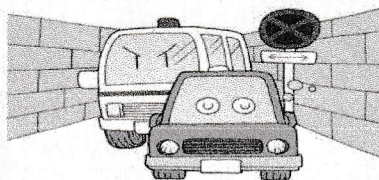
10月中の管内  
 事件事故状況  
 【刑法犯】  
 発生なし  
 【交通事故】  
 物損事故2件  
 人身事故0件

## わかやま冬の交通安全運動

### 迷惑駐車はやめましょう！

迷惑駐車は

- 歩行者の妨げ
- 緊急車両の通行の妨げ
- 他の車両の通行の妨げ
- 車両渋滞
- 近隣住民とのトラブルの原因になります。みなさん、交通安全を守って、迷惑駐車の根絶にご協力お願いします。



運動の期間  
 令和6年12月1日～10日

運動の重点

- 飲酒運転の根絶
- 飲酒運転は悪質・危険な犯罪です。「飲酒運転を許さない社会環境」づくりに取り組みしましょう。
- 歩行者優先意識の徹底とサイン
- 横断歩道は歩行者優先です。
- 横断歩道を渡る際には、手を上げて運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断しましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、自分の身を守るためにヘルメットをかぶり、ルールを守って、安全に利用しましょう。

